

キャリア人材育成特区

都道府県名：	千葉県	
申請主体名：	千葉市	
区域の範囲：	千葉市の全域	

特区の概要：

株式会社が専門性を重視した大学の設置主体になることを認めることにより、キャリア教育を充実させ、専門的知識を有した即戦力となる人材が育成される。このような人材が地域に輩出されることにより、雇用の創出や消費の拡大等につながり、地域産業・経済の活性化を図る。併せて、校地・校舎の自己所有要件及び運動場・空地に係る要件の緩和の特例を活用することにより、中心市街地に大学を開校することができ、市街地の活性化も図る。

- 適用される規制の特例措置：
- ・ 学校設置会社による学校設置
 - ・ 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置
 - ・ 運動場に係る要件の弾力化による大学設置
 - ・ 空地に係る要件の弾力化による大学設置

